

## (1) 従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制

従来の医療費控除制度

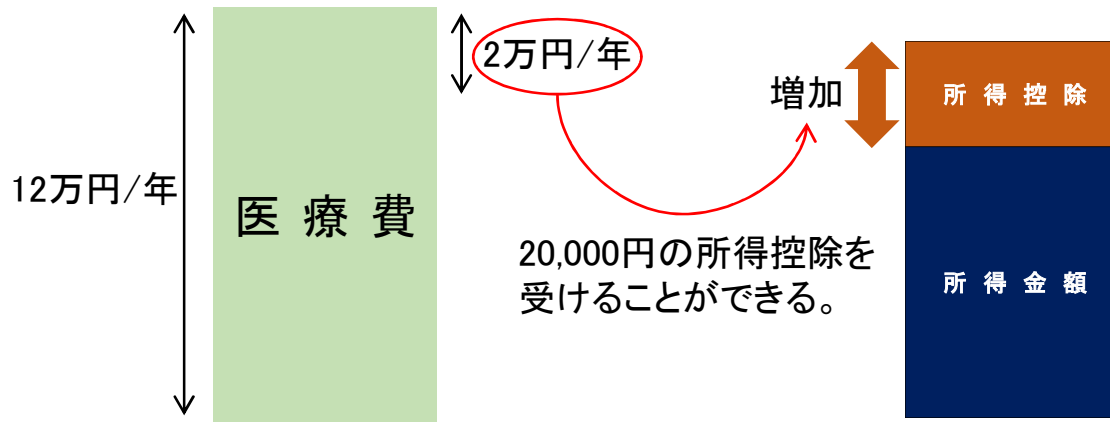
セルフメディケーション税制

どちらかを選択することによって所得控除を増やす。

### 従来の医療費控除制度とは…

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができる制度のことである。

(例) 年間12万円の医療費を支払った。保険金等補填されたものはない。



### 【検討事項】

医療費控除の対象として認められるものか。  
詳しくは国税庁ホームページ参照

**No.1122 医療費控除の対象となる医療費**

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1122.htm>

(例) 以下の費用について

市販のかぜ薬	対象
美容整形の費用	対象ではない
人間ドック費用	対象ではない

**医療費控除** = (平成29年中に支払った医療費の総額 - 保険金等により補填される金額) - 100,000円 (総所得金額200万円未満の人は、その金額の5%)

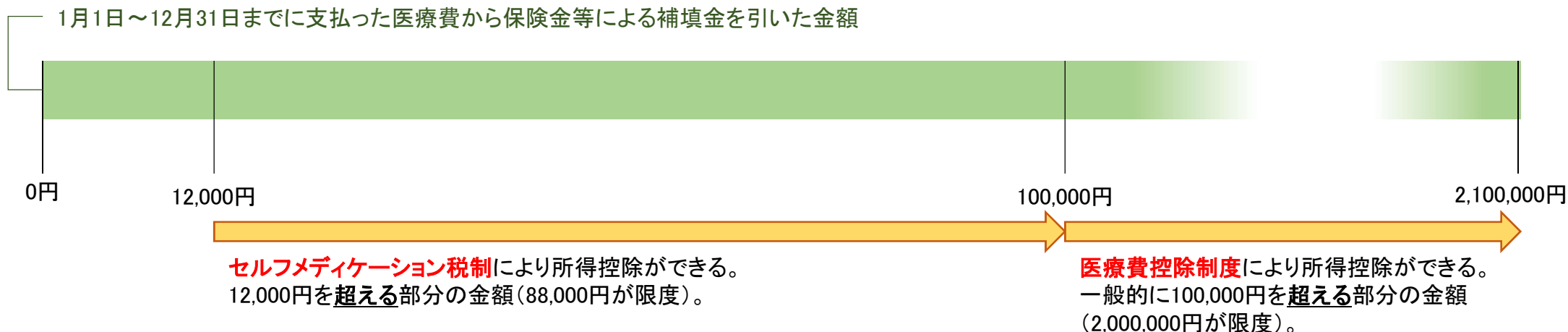
※医療費控除額は最高200万円までと決まっています。

**所得税額** = (所得金額 - 所得控除) × 税率 - 税額控除

所得控除が増えることで所得金額が減る。  
⇒ 節税対策になる。

## セルフメディケーション税制とは…

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の**特定一般用医薬品等**購入費を支払った場合において、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときには、その年中の**特定一般用医薬品等購入費の合計額のうち、12,000円を超える部分の金額から88,000円を限度として控除**することができる制度である。



## 特定一般用医薬品等とは…

スイッチOTC医薬品といわれるものであり、薬局やドラッグストアなどから自分で選んで買えるものである。

- 医療費控除制度
  - セルフメディケーション税制
- どちらを選択すれば有利かを判定する。

⇒ これらの制度を併用することはできない。

どちらかを選択して所得控除金額を増加させることにより所得金額を減らす。

つまり、所得税の節税対策になる。

セルフメディケーション税制が導入されたことで医療費を支払った人にとっては所得控除ができる機会が増えたことになる。